

## 川崎市労働災害防止研究集会運営会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市労働災害防止研究集会実施要綱第2条の規定に基づき、川崎市労働災害防止研究集会運営会議（以下「運営会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 集会の運営
- (2) 労働災害防止功労者及び功労団体表彰における被表彰者及び被表彰団体についての意見聴取
- (3) 労働災害防止標語作品についての意見聴取

(運営会議の組織)

第3条 運営会議の委員は10人以内で組織する。

2 委員は、川崎市労働問題懇談会委員に就任を依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、各年度の川崎市労働問題懇談会において依頼した日から当該年度末までとする。

(関係機関等)

第5条 運営会議には、委員の他に次に掲げる者が関係機関等として出席できるものとする。

- (1) 川崎南労働基準監督署職員
- (2) 川崎北労働基準監督署職員
- (3) 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎南支部職員
- (4) 公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎北支部職員
- (5) 川崎市経済労働局労働雇用部長

(標語作品の意見聴取)

第6条 労働災害防止標語の作品について各委員から意見を聞いて入賞作品決定の参考とする。

(事務局)

第7条 事務局は経済労働局労働雇用部内に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営等について必要な事項は経済労働局長が定めるものとする。

附則 この要領は、平成18年6月5日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。